

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人
新居浜市社会福祉協議会

第四次地域福祉活動計画

基本理念

ともに生きる
豊かな地域社会

令和5年度 事業計画

基本方針

人口減少、少子化、高齢社会の進展や新型コロナウイルスの感染拡大により多くの制約がもたらされ、私たちは、これらの影響を受けながら、日々の生活を営んでいます。地域では孤独死やゴミ屋敷等の増加、社会的孤立、ひきこもり、8050問題、貧困や格差等、さまざまな地域生活課題が顕在化しています。児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、高齢者や障がい者への虐待等は増加し、重篤な課題になっています。また、ヤングケアラーに社会的関心が高まっています。こうした課題の背景には、地域社会の関係性の希薄化、家族形態の変容等があると指摘されています。また、地域住民による生活課題の解決能力、いわゆる地域力の低下が大きな問題となっています。さらに、人口減少が進む中で、多様で複雑な福祉ニーズに対応するためには、効果・効率的なサービス提供が求められています。

このような中、国においては、地域においてコミュニティを育成することで、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域生活課題の解決のための活動を展開していくことが求められています。

新居浜市社会福祉協議会では、社会福祉に関する協議体としての機能を十分に発揮できるよう策定した、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする「第四次新居浜市地域福祉活動計画」が中間年を迎えることから、計画の検証を行い、基本理念である「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、地域福祉の推進を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の社会福祉分野の実現に向けて取り組んでまいります。

また、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めてまいります。これらの実現のために、アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤整備を行います。さらに、5S活動を踏まえた業務改善を行い、働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

社会福祉協議会は、「協議会（連絡調整）」であり、幅広く多様なネットワークをつくるのが本来の役割であることを、あらためて認識し、取り組んでいくことが必要であり、地域の福祉関係者とともに、多様な組織・関係者につなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になることを目指します。

重点目標

1 地域福祉の推進

小地域の福祉活動計画に基づき、課題解決に向けて情報を収集、共有します。まちづくり組織や2層協議体などの動きにも注視し、柔軟な支援体制の構築を進めます。

2 児童福祉の推進

安心して遊べ、子どもたちが自ら遊びに来たいと思える内容を提供できる児童館づくりを目指します。

子育て中の家庭に必要な情報を収集し提供します。また、気軽に相談できる児童館を目指します。

3 障がい者福祉の推進

【障がい者施設課】

障がい者福祉センターでは、地域の障がい福祉の拠点として社会参加と交流の機会を提供し、障がい福祉に対する理解と関心を高める各種講座等を実施します。また、事業継続計画（BCP）に基づき緊急時の施設運営について職員間で共有します。

【児童発達支援課】

外部研修、事業所内研修などの仕組みを作り、サービスの質の向上を目指します。また、感染症や自然災害が発生した場合でも、安定的・継続的に事業を実施できるよう事業継続計画（BCP）を策定します。

【介護事業課】

障害福祉サービス受給者証の交付を受けている身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対し、居宅において安心して幸せな日常生活を営むことができるよう、身体の状態や、置かれている環境状況等に応じて、質の高い身体介護、家事援助、重度訪問介護、同行援護のサービスの提供を行います。

また、大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスを継続するために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時・流行時の対応策等をまとめた事業継続計画（BCP）を策定します。

4 高齢者福祉の推進

【高齢者施設課】

高齢者福祉センターでは「健幸長寿」に向けたサービス提供を充実させることで、笑顔で安心して利用できる施設づくりを目指します。また、地域に出向く「出張サロン」のPRと充実を図るとともに、独居高齢者等を対象に「買物支援（生活支援）」に取り組みます。関係機関との協働事業を継続して実施します。

【介護事業課】

新型コロナウイルス感染症や自然災害等に備えた対応力強化を図ると共に、住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ必要なサービスが提供されるよう、研修等により知識や技術を向上させ、自立支援・重度化防止に取り組みます。

また、大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスを継続するために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時・流行時の対応策等をまとめた事業継続計画（BCP）を策定します。

5 権利擁護の推進

断らない相談支援をモットーに、あらゆる生活上の困りごとに対応します。困難なケースにも対応できるよう日々研さんに努め、社協内部や関係機関との連携を強化します。相談者の支援にあたっては、本人の尊厳の確保と自立支援を念頭に置き、本人と対等な立場に立って伴走型支援を徹底し、相談者自らが主体的に課題の解決に向けて行動できるよう支援します。

6 ボランティア活動の推進

新型コロナウイルス感染症で活動を縮小や休止していた団体が再始動できるよう施設や個人宅など活動場所の発掘に努めます。

社協内や地域の関係機関との連携による福祉教育を進めます。

7 社会福祉協議会の運営の強化

地域福祉活動計画の中間年となります。各事業の進捗状況を把握し、課題を共有します。5Sや目標管理で職員の間人力を高め、働きやすい職場を目指しつつ、効果効率的に事業を実施できるよう取り組みます。

実施項目

1 地域福祉の推進

(1) 小地域福祉活動事業

①社協支部活動推進事業

地域福祉推進の中核となる社協支部の活動拠点整備、財源確保、組織強化、その他活動支援を行います。

引き続き各支部活動や会議に参加し、情報共有を行うとともに、地域との連携強化を進めます。支部担当職員が持ち帰った情報を社協内で共有するだけでなく、定期的に課内で課題解決の協議を行います。

②大島校区・別子校区地域福祉活動支援事業

高齢化率の高い、島しょ部・中山間地域に対する地域福祉活動への支援を行います。

【大島校区】アンケート結果を考慮しながら、引き続き協議を行うとともに、通いの場や交通手段についても、地域と連携しながら解決に向けて協議します。

【別子校区】別子山地域の関係人口創出事業を行います。また、その新規事業について関係機関と協議します。

③サロン支援事業

地域の高齢者・子育てサロンの内容の充実と普及を行います。

新型コロナウイルス感染症により中止・停滞しているサロンに対し、職員を派遣し活動再開を支援します。また、職員派遣が円滑に行えるよう各課と協議します。

(2) 企画・広報事業

愛媛県社会福祉大会参加、社会福祉大会・生き生き幸せフェスティバルを企画、実施することにより、広く地域に福祉の啓発を行います。

【福祉大会】新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い、必要に応じ規模を縮小し開催します。また、改正した表彰要綱に沿って、市内で活躍されている方を幅広く表彰します。

【生きフェス】新型コロナウイルス感染症対策を行っての開催を前提として関係機関と十分協議します。分散集客などの対策を講じ市民が安心して来場できるようにします。

(3) 共同募金運営事業

赤い羽根共同募金に関する募金活動、啓発活動、配分事業を行います。

戸別募金は丁寧に依頼を継続します。また、職域募金については新規依頼先を開拓し拡大を図ります。

社協だより、横断幕、CATV コマーシャルなどで募金の啓発活動を行うとともに使途についての効果的な広報を行います。

(4) 民生児童委員協議会連携推進事業

会議への参加・協力により連携を行うとともに、見守り推進員との連携を促進し、連絡調整を行います。

引き続き会議に参加し連絡調整を行います。研修計画を作成し、社協活動の周知と理解を促進する研修会を開催します。

(5) 福祉施設協議会運営事業

市内福祉施設の情報交換や相互連携を支援します。

施設のニーズに応じた定例会・研修会を提供するとともに連携強化を目指します。ウェルフェアバザールは、年間を通して開催できるよう施設との連携強化や広報活動を行います。

(6) 地域福祉バス運行事業

高齢者福祉センター利用者の送迎を行うとともに、福祉団体の研修等で有効利用します。

新型コロナウイルス感染症対策を含め安心・安全な運行管理を徹底し、事業を継続します。

車両老朽化による運行不安を解消すべく、マイクロバス新車購入に向け、共同募金配分金助成申請を行います。また補助金の見直しについて市担当課と協議します。

(7) 地域福祉バス運行事業（別子校区）

生き生きデイサービス及び分館の利活用日に送迎します。また、地域住民の社会参加を促進する活動に利用します。

運転業務の委託方法や車両について、市担当課と継続して協議します。

(8) 福祉用具貸与事業

施設入所者の一時帰宅や介護認定申請中の利用等に対する車椅子等の貸与を行います。

貸与する用具の正しい使用方法や期間の周知を引き続き行います。また、用具の点検、整備を定期的に行い、安心・安全に使用できるようにします。

(9) 日本赤十字社愛媛県支部新居浜市地区運営事業

赤十字活動の周知を行い、日本赤十字会員加入の促進と講習会を開催します。

募金の依頼チラシを作成し、寄付控除の詳細とともにホームページに掲載します。
児童センターで、児童の救急法に関する講習会を実施します。

(10) 会員制度啓発推進事業

社協会員の適正な管理運営と会員制度の啓発を行います。

新規加入者促進のため、依頼状をより分かりやすく作成し広報を行います。また、協力者(お世話人等)への依頼時に会費の使途や必要性を広報し、加入者促進の強化を行います。

(11) まごころ銀行の運営

寄付を預託し、福祉サービス等の各種事業へ活用します。

寄付の依頼チラシを作成し、寄付控除の詳細とともにホームページに掲載します。
子ども食堂支援募金の配分方法を決定します。
クレジット決済や遺贈寄付を考察します。

(12) 総合福祉センター（本館）管理運営事業

安心安全な施設運営を行い、地域福祉の拠点施設として情報提供を総合的に実施します。

地域情報等の掲示をさらにわかりやすくするとともに、健康体操の広報も行います。
管理業者と連携して、簡易な設備等の維持管理を詳細に行い、より快適な利用を目指します。

(13) 総合福祉センター（別子山分館）管理運営事業

適切な管理運営を行い、住民主体の福祉活動拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ります。

関係機関と協働し、別子山地域の関係人口創出事業を継続して行います。
施設紹介資料により利用促進の啓発を行います。新型コロナウイルス感染以前まで利用者数を回復させることを目指します。

(14) 地域包括支援センター協力機関業務

別子校区及び、金子・金栄校区の高齢者の相談支援を実施します。地域ケアネットワーク推進協議会（月1回）を開催します。

【別子校区】関係機関等と「地域ケア会議」を実施します。

【金子・金栄校区】関係機関と連携しながら、2層協議体において具体的な活動内容を決定します。また、サロンや支部関係の会議等で地域の情報を収集し、個別相談に応じるとともに課題解決につなげます。

(15) 生き生きデイサービス事業（別子校区）

別子校区の高齢者の自立生活の助長、社会的孤独の解消、心身機能の維持向上等を目的とした内容を実施（月2回）します。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底して校区内外の様々な関係機関、団体との交流を行います。

2 児童福祉の推進

(1) 児童館運営事業

①一般来館児童対象事業

一般来館児童の遊びの指導や援助をします。季節行事、あそびの広場を開催します。

新型コロナウイルス感染症対策を行い、「安心して遊べる場所」の提供を行います。
社協 HP やライン等を活用して子育て中の保護者や市民に情報を配信します。
高校生の協力を得て学習支援や異年齢交流、児童の孤食対策を行います。
SDG s の勉強会や再生可能な絵本や衣服の取替事業、地域清掃活動を行います。

②クラブ活動

発達段階に応じた年齢別クラブを実施します。

参加しやすい雰囲気作りと、状況にあったプログラムの開発、提供を行います。
幼児、小学生のクラブで軽スポーツ等を取り入れます。

③サークル活動他

概ね2歳までの親子を対象に、遊びを通して親子の絆を深めるとともに母親同士の仲間づくり、情報提供等、子育ての支援を行います。

参加しやすい雰囲気作りと、状況にあったプログラムの開発、提供を行います。
ベビーサークルは、他施設の利用時間以外を設定し、参加者を増やします。

(2) 児童健全育成事業

①いはいまやんちゃKIDS

地域ぐるみの健全育成を図るため、関係機関や団体の協力で4館合同で実施します。

誰もが楽しく遊べる内容を各館から出し合い、安心して参加できるようにします。
協力団体と協議して関係を強化します。
子育て拠点施設の参加協力を依頼します。

②出前児童館

団体の依頼により地域で遊びの提供や指導を行い、活動を支援します。

子どもの関係する施設や団体に、より多く利用してもらえるようにアピールしていきます。
子育て応援フェスタに参加し、関係団体と交流を図ります。

③子育てサロンへの協力

地域の子育てサロンに協力して、情報を共有し、子育て家庭を支援します。

支部主催の子育てサロンに出向き、情報交換や協力関係を継続し、相互の利用率を向上させます。

④配慮が必要な児童への支援

発達や家庭環境に配慮が必要な児童に、関係機関と協力して継続的に支援します。

障がいの有無にかかわらず、協力しながら活動できる内容や環境に配慮します。

児童の発達支援に関わる関係機関と協力して継続的に支援します。

虐待やヤングケアラーに対して関係機関と連携・協力して対応します。

⑤「いのちの授業」

地域関係者の協力により、中学3年生が赤ちゃん親子とふれあう体験を提供します。

母子の参加協力をお願いし、子育てに関係する団体と連携し市内の中学校3校（3年生）に命の大切さや思いやりの心、親の思いを伝える「いのちの授業」を実施します。

3 障がい者福祉の推進

(1) 障がい者福祉センター運営事業

障がい者に日常の場を提供し、教養の向上、社会参加、レクリエーションを供与し、福祉の増進を図ります。

地域の障がい者に対し、関係団体と連携してニーズ把握を行い、積極的にセンター事業の参加を働きかけるとともに地域交流の機会を提供します。スムーズな福祉避難所の開設に向け、全職員が防災関連の研修会等に参加しスキルアップを図ります。

(2) 障がい者サロン等事業

仲間作りや情報共有などのコミュニケーションの場を提供します。(毎週水曜)

ボランティアセンターと連携してサロンに携わる人を増やし、当事者同士で考えながら行うサロンづくりを目指します。定期的に活動内容の見直しを行い、HP等に掲載し広く事業の周知を図ります。

(3) 障がい者在宅福祉対策事業

意思疎通支援事業、生活訓練事業、身体障がい者スポーツ教室等開催事業・大会開催事業、リフト付き福祉バス運行事業を実施します。

意思疎通支援事業のチラシを各関係施設や公民館等で掲示し、事業の周知を図ります。その他の事業についても SNS 等を活用し幅広い年代へアプローチができるような情報発信を行い、新たな参加者増を図るとともに、活動内容の見直しを行います。

(4) 地域活動支援センターⅢ型事業「いぶき」

通所により自立更生に必要な訓練及び、職業的な作業等による自主製品作り、企業の受託や行事を通して、社会参加を促進します。

支援学校等関係機関・団体に継続して働きかけ、毎月の活動内容や定員の空き情報の掲載等、HPやSNS等を活用し利用者増を図ります。定期的に地域交流会の実施、バザーへの参加により地域との交流を図り利用者の社会参加を促します。

(5) 生活介護事業

障がい者の身体状況や環境に応じて、自立促進、生活の質の向上を図るため、日常生活上の介護や訓練及び創作活動を実施します。

障がい特性に応じた支援ができるように専門性の高い研修を受講し、職員間で情報共有します。リスクマネジメントの強化を図り、利用者個々に応じた質の高いサービスを提供し安定した経営を目指します。

(6) 児童発達支援事業所はげみ園

未就学の障がい児に対し、早期から特性に合わせた専門療育を実施します。

月1回以上、事業所内研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。また、経営を安定させる為、1日の平均利用者数10名の運営を継続して行います。さらに、災害・感染症発生時の事業継続計画（BCP）を策定します。

(7) 障がい者居宅介護等事業

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護を実施します。

(8) 障がい者等移動支援事業

屋外の移動困難な障がい者に外出援助し、地域生活と社会参加を支援します。

研修や事業所内での情報共有により、障がいへの知識を深めサービスの質の向上を図ります。新規利用者受け入れについて、円滑に行えるよう継続的な広報活動等により介護職員の増員に努めます。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画（BCP）を策定します。

(9) 相談支援事業

障がい者の自立に向けて課題の解決や適切なサービス利用に向けて相談支援を実施します。

関係機関との連携と作品展の開催や講演会の開催による広報活動により支援体制の強化を図り、早期のニーズ把握とコーディネートにつなげていきます。また、各種専門研修を受講し、職員の支援技術を向上させます。

4 高齢者福祉の推進

(1) 独居高齢者見守り推進事業

在宅独居高齢者が安心して生活ができるよう、地域関係者の参加・協力で、見守り推進員による安否確認を実施します。

見守り推進員の改選を円滑に進めます。事業内容の見直し協議を継続します。担い手発掘のための講座を開催します。関係機関との連携強化のため、周知または説明・研修を実施します。

(2) 高齢者福祉センター運営事業

①高齢者福祉センターの管理運営（上部・川東・川西）

健幸（健康）長寿のまちづくりを実現するため、生きがい創出、健康づくり、生活支援を行う拠点として、幸齢者（高齢者）福祉の増進を図ります。

地域の団体や関係機関との協働事業実施と職場体験学習への協力を継続し、活動内容をHPで動画配信するなど、広報強化により、周知度を高めます。イベント行事等については、新型コロナウイルス感染症予防を踏まえながら開催します。

②生きがい創出事業

サークル支援、講座により、仲間づくり・趣味づくり・社会参加をとおして、豊かな生活を送れるよう活力を創出します。

地域へ出向く「出張サロン」に継続して取り組みます。更なるPRと内容の充実に向けて、「出張サロン」メニュー表（お品書き）を各センターで作成し、社協支部等に配布するなど広報活動を強化します。

③健康づくり事業

体操や健康教室の知識供与、相談・保健指導等で、健康維持・体力増進を図り、日常生活を送れるよう安全・安心を創出します。

「朝の健康体操」や「健康教室」等の開催、理学療法士（専門家の指導）による「体操教室」を継続実施します。

地域包括支援センター、保健センター等関係機関からの協力により、保健広報の充実に取り組みます。

④生活支援事業

生活相談・指導、入浴事業で生活課題の早期発見と予防で、生活の安定を図り、関係機関と連携して生きる力を創出します。

センター利用者の「くらしの課題」の発見・つなぎ・解決に向けた生活支援に際し、新たに独居高齢者等の「買物支援」に取り組みます。また、成年後見など権利擁護分野での連携を深めます。

(3) 居宅介護支援事業

アセスメントを行い、利用者本位の計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。

利用者を地域で支えていくために、包括・ブランチ・関係機関と連携し支援していきます。新規利用者の獲得に努め、訪問介護・なごみの里のサービス提供に繋げ、経営状況の改善を図るため社協 PR を継続していきます。

また、災害時支援台帳を完成させ、安否確認優先順位別のファイルを作成し、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画（BCP）を策定します。

(4) 訪問介護事業

利用者のニーズに沿った訪問介護計画を作成し、居宅においてサービスを提供します。

新型コロナウイルス感染対策を徹底し、利用者に対して変わらぬサービス提供を継続します。また、社協が経営する事業所だからこそ担うことができる困難事例の受け入れや、地域福祉活動との連携を活かした生活支援を組み合わせながら、今後も利用者の在宅生活を支えます。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画（BCP）を策定します。

(5) 認知症対応型通所介護事業

認知症の方が可能な限り居宅での日常生活が送れるよう、入浴、食事介護や機能訓練を実施し、家族の身体的負担を軽減します。

1日の利用者数が常に平均10人を上回るよう、経営・運営の安定化を図ります。在宅での日常生活を維持できるよう、機能訓練の質の向上を図り、筋力・認知機能の低下を防ぐとともに、利用者や家族への対応を丁寧に行い、より良い支援を行います。

また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画（BCP）を策定します。

(6) 訪問介護事業所職員連絡会運営事業

市内事業所相互連携と介護職員の資質向上を図るため、研修、会員交流を促進し、在宅福祉を向上します。

訪問介護事業所職員連絡会に所属する介護職員の資質向上のため、年間4回の研修会、また、管理者・サービス提供責任者向けに、情報交換、相談、研修会を行い、市内の訪問介護事業の質の向上を図ります。

5 権利擁護の推進

(1) 暮らしの総合相談・支援事業

専門機関や相談支援員が中心となり、日常のあらゆる相談を受付します。

社協の幅広い部門の職員の連携と関係機関との連携により、複合的で困難な課題を抱えた相談者に対しワンストップでの支援を行います。

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支え、在宅福祉及び社会参加促進を図り、生活改善を支援します。

生活困窮者自立支援事業等の関係機関と連携し、生活状況に合わせた支援を行います。また、貸付後も安定した生活が送れるよう継続的な家計改善支援を行います。

(3) 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な方が在宅で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を実施します。

多数の利用希望者に対し、適切なアセスメントを行い、緊急度に応じた利用契約を結びます。また、契約者に対しては、定期的な訪問による金銭管理と見守りを行い、地域で安心して自立した生活ができるよう支援します。

(4) 法人後見事業

被後見人等身上監護、財産管理を適正に行い、相続関係、施設入所、福祉サービス利用契約の手続きを実施します。

成年後見支援センターの構成団体として、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークづくりに参画します。また、後見人の業務においては、尊厳の確保と自立支援を念頭におき、本人の意思を尊重し、心身と生活の状況に応じた支援を行います。

(5) 生活困窮者自立支援事業

経済的困窮や社会的孤立など複合的な生活困難を抱える人々に、寄り添い型支援を実施します。

様々な課題を抱える相談者に対し、適切なアセスメントを行い、個別支援プランを作成し、本人に寄り添いながら関係機関と連携して課題解決に向けた伴走型支援を行います。また、相談員の技術向上と適正なプラン作成のため、随時、課内で事例検討会を実施します。

(6) 緊急食料支援事業

緊急的かつ一時的に生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる世帯に相談支援、食料や日用品等を支給します。

柔軟で迅速な対応を行うため、社協だより等を活用してフードドライブを広報し、緊急食料等の提供事業者とのネットワーク拡充を目指します。

(7) 新居浜を明るくする運動推進事業

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくりを目的として、保護司会、更生保護女性会等関係機関と連携します。

関係機関との連携により大会の内容を充実させ、効果的な広報活動を行うことで幅広い年齢層の参加を促進します。

6 ボランティア活動の推進

(1) 福祉ボランティア推進事業

①ボランティア・市民活動センター運営事業

団体及び個人登録し、市民を様々な活動へと繋げ、総合的なボランティア・市民活動推進の場としての役割を担います。

新型コロナウイルス感染症で活動を中止、縮小している団体の活動を支援します。アンケート調査を実施し、団体が抱えている課題を把握し、活動の再開、活性化を支援します。

②ボランティア・市民活動に関する相談、援助、指導

ボランティア・市民活動に関する相談に対応し、中間支援を実施します。

ボランティアに関する困りごとなどを聞き取り、それに対する相談対応ができるように情報収集を行います。ボランティアコーディネーターとしての資質向上できるよう研修会に参加します。

③ボランティア・市民活動に関する情報提供

市民の自発的な社会参加を促し、個人団体の活動が活発になるように必要な情報を収集、提供します。

ボランティアに関心を持ってもらえるよう SNS を活用し、引き続きタイムリーな情報発信を行います。登録団体の活動内容の発信、活動報告の場としてホームページが活用できるよう更新します。

④ボランティア・市民活動に関する研修

技術ボランティア養成講座、各種講座を実施します。

これまでのアンケート調査をもとに、受講者のニーズに合った講座内容での開催を目指します。また、講座の様子がわかる動画を作成し、講座参加者を増やします。

⑤その他

ボランティア・市民活動に関する福祉活動資材の整備、貸与、連絡調整を行います。

福祉活動資材について、破損、故障、経年劣化のあるものは新調し、ニーズに合わせて引き続き計画的に整備を行います。また、資材を貸与し、各種団体の活動を支援します。

(2) 福祉教育、生涯福祉学習

福祉学習の推進及び生涯福祉学習を支援します。

車椅子体験や高齢者疑似体験のサポーターとして地域住民の協力を得て、学校・地域（家庭）・社協がつながる福祉教育を推進します。

(3) 災害ボランティアセンター設置運営事業

資材管理や災害ボランティアの受付相談、登録、管理。講座を開催。ネットワークを構築し、訓練を実施します。

災害ボランティアセンターに関し、具体的に設置・運営訓練を開催します。また、近隣地域の訓練に参加し、職員の研修を行います。

地域支えあい・災害支援ネットワーク会議に参加し、連携会議の立ち上げ準備を行います。

7 社会福祉協議会の運営の強化

(1) 理事会・評議員会の運営

地域福祉を推進する団体としての経営責任を担う理事会、議決機関としての評議員会を開催します。

各課紹介の機会を増やし、本会への理解を促進します。会議の効果的な運営を考察し、改善に取り組みます。

(2) 財務運営、管理

財源（民間財源、公費財源、事業収入財源）を確保し、継続・安定的な経営、会計法令に基づく経理事務を実施します。

赤字事業の経営改善について、財務状況を安定化させるための基金、積立金、資金の移動などのルールを策定します。

(3) 人事管理・人財育成

採用・配置、評価、処遇、育成からなる人事管理制度の一体的運営を行います。

各課が交流する機会を増やします。5S委員会は業務の効率化を進めます。研修は受講した内容を共有できる機会を設けます。

(4) 労務管理

働きやすい環境の整備と労働法制の順守し、衛生委員会、健康診断を実施します。

各課の健康維持の取組を継続し、健康意識の向上を目指します。また、衛生委員会の組織力を強化します。

勤怠、給与システムをクラウド化して、業務の効率化を図ります。

(5) 社協発展・強化、その他計画の策定と進行管理

制度、地域生活課題などの外部環境、組織体制、事業推進体制、財務状況などの内部環境をもとに策定し、進行管理を行います。

各課が連携して事業課題を共有し、専門知識を使って具体的な解決方法を考察します。

(6) 広報活動・広報戦略

社協だより・ホームページにより地域福祉活動を広報します。

ホームページの各情報の更新を増やし、広報を強化して、会費・募金等の維持や地域福祉の向上を目指します。

